

第23回千葉海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年8月25日（金） 午後1時30分から
- 2 場 所 プラザ菜の花 4階 楨
- 3 出席者
- 委 員 石井 春人、鈴木 直一、清水 正夫、黒沼 吉弘、本田 直久、
滝口 宜彦、江野澤 均、佐久間 國治、平島 孝一郎、松本 ぬい子、
鈴木 正男、小栗山 喜一郎、坂本 雅信、和田 一夫
- 専 門 委 員 齋藤 御津久、嶋津 圭一
- 水 産 課 石黒課長
篠原漁船漁業班長、植木副主査
- 漁業資源課 宮嶋課長
藤元資源管理班長
- 水産事務所 銚子：小舟所長、高橋技師
館山：山田所長、永山課長
勝浦：原所長
- 水産総合研究センター
尾崎資源研究室長
- 事 務 局 玉井副技監、川合主査

4 議事事項

- (1) たこつば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (2) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会第58回東日本ブロック会議に提出する議題等について
- (3) その他

5 審議経過

【玉井副技監】

定刻となりましたので、ただいまから第23回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

それでは、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には、第23回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

初めに、伊豆諸島海域における火光利用さば漁業と、あじ・さば棒受網漁業の調整についてですが、8月3日に千葉・東京連合海区、4日に一都三県連合海区が開催され、両委員会において原案どおり可決・決定されました。

両委員会共に4年ぶりに対面での開催となり、お互いに顔を合わせて審議することができました。会議に出席された関係委員の皆様、お疲れさまでした。

知事の諮問に対しましては、前回の本委員会で御承認いただくとともに、今般、両委員会で可決・決定されたことから、先日、委員会として異議ない旨、答申したところでございます。

さて、本日の議案は「たこつぼ漁業の制限措置など」、「第58回東日本ブロック会議に提出する議題等」についてです。いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして、御挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【玉井副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。本日の会議に出席できない旨、連絡のありました委員は佐藤委員1名でございます。委員定数15名のうち14名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、専門委員の北澤委員、田邊委員から出席できない旨、連絡がございました。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により、石井会長にお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により私から指名します。佐久間委員と和田委員にお願いいたします。

続いて、議題に入ります。第1号議案「たこつぼ漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読願います。

【川合主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。どうぞ。

【篠原班長】

説明概要：当該漁業の許可の有効期間が11月15日に満了することから、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。何かございませんか。

黒沼委員。

【黒沼委員】

御説明ありがとうございます。2つぐらい質問でお聞きしたいんですけども、1つは、今回の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数ですけども、これまでは定数とか非定数の枠の中で考えてきた経緯があったと思うんですけども、これは今回の法改正に伴って、こういう考え方はしないということになっていったんでしょうか。単にこういう形で船舶の認可をすべき数、許可をすべき数という形で捉えていると考えたらよろしいでしょうか。それが1つ目です。よろしく願います。

【石井会長】

水産課、願います。

【篠原班長】

今、黒沼委員がおっしゃった定数のところですが、資料の7ページを御覧ください。こちらの許可方針の第2、許可等をすべき船舶等の数の考え方の3番目のところで、第3の操業区域2と3については許可の隻数の上限という形で、令和2年の漁業法改正以前に定数の区域だった操業区域2と3に関しては、当時の許可隻数の定数を反映しまして、上限という形で定めております。それ以外の区域については、従来は非定数の区域でしたので、上限等は定めていないという形になっております。よろしいでしょうか。

【石井会長】

黒沼委員、どうですか。

【黒沼委員】

ということは、漁業法改正前の許可方針の内容を踏襲していると考えたらよろしいということですね。

【篠原班長】

そういうことになります。

【黒沼委員】

ありがとうございます。もう一つよろしいでしょうか。

【石井会長】

はい。

【黒沼委員】

先ほどの御説明の中で、区域1というのは申請がなかったということで繰り上げた形で、今回、操業区域の番号が変わっているんですけれども、これは今後もこの方針ということになるのでしょうか。それとも、以後、何か希望が出た場合には改めて1という番号にされるのでしょうか。その辺を教えてください。番号で混乱してしまった

ものですから、よろしくをお願いします。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【篠原班長】

先ほど申し上げたとおり、現在、操業区域1については許可がないということで繰り上げて制限措置を公示したんですけれども、今後もし区域1でやりたいという形で追加の希望がありまして、許可すべきという調整が図られましたら、こちらの区域を加えた形で公示することになると思います。ただし、現在のように、希望がない状況ですと、今回と同じような形での制限措置を規定することになると思います。

【黒沼委員】

分かりました。なくすということではなくて、今回、便宜的にこのようにしてあるということによろしいわけですね。

【篠原班長】

はい。そういうことになります。

【黒沼委員】

ありがとうございます。

【石井会長】

よろしいですか。そのほかに。和田委員、どうぞ。

【和田委員】

そうすると、今の1の区域はなくなるって、また復活もあるということですが、それは5年後ということになるんですか。それとも来年希望があったら、それはまた別でやるということによろしいですか。どちらですか。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【篠原班長】

そちらも7ページの許可方針で、第2で許可等をすべき船舶等の数の考え方の2番目ですけれども、「許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする」という形になっておりますので、許可の期間中であっても調整がつけば公示する可能性はあるということになります。

【和田委員】

分かりました。

【石井会長】

よろしいですか。

【和田委員】

はい。

【石井会長】

そのほかに何か御意見、御質問等ございませんか。

そのほかにないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「たこつぼ漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、第1号議案の内容は公示されますが、公示に当たり、県の法規担当課との調

整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には私に御一任いただきたく思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第2号議案「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会第58回東日本ブロック会議に提出する議題等について」を上程いたします。

事務局から朗読と説明をお願いいたします。

【川合主査】

(朗読)

説明概要：全国海区漁業調整委員会連合会が令和6年度に国に対して行う要望活動に向けて、千葉海区漁業調整委員会の国への要望事項を審議するもの。要望事項4項目はいずれも継続要望で、「要望に至った経緯」及び「要望内容」を最新の資源評価等を反映し、一部修正する内容となっている。

【石井会長】

説明が終わりましたので、質疑に移ります。

御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

本田委員。

【本田委員】

すごく細かい話なので、後でもよかったかなと思ったんですけど、14ページの(3)の下線部分、「毎年実施すると共に」と書いてあるんですが、これは「し」は要らないと思います。

【川合主査】

すみません、修正いたします。

【石井会長】

よろしいですか。

そのほかに何か御意見、御質問ございませんか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会第58回東日本ブロック会議に提出する議題等について」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、議題(3)「その他」ですが、皆様、何かありますか。ございませんか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第第5の「その他」ですが、皆様、何かありますか。よろしいですか。

特になければ、水産課から報告をお願いいたします。

【篠原班長】

(千葉・茨城連合海区協議会の開催について及び事務担当者会議の結果概要(両県の要望と回答)報告)

【石井会長】

ただいまの報告について質問等がございましたら、お願いいたします。何かございませんか。

【清水会長代理】

確認でいいですか。

【石井会長】

清水会長代理。

【清水会長代理】

茨城からの要望で、さよりとしらす船びきを連合海区協議会で取り上げないというのはいいですけども、これは千葉側が言ったという意味ですか。それとも茨城側も議題にしなくていいよということですか。どちらですか。

【篠原班長】

茨城県側から今回は取り上げないという形でお聞きしております。

【清水会長代理】

分かりました。

【石井会長】

よろしいですか。ほかに何か御質問等ございましたら。

特に質問もないようですので、次に、漁業資源課から報告をお願いいたします。

【藤元班長】

(定置漁業におけるクロマグロ（大型魚）の採捕停止報告)

【石井会長】

ただいまの報告について御質問等ありましたら、お願いいたします。

【平島委員】

いいですか。

【石井会長】

平島委員、どうぞ。

【平島委員】

多分8月3日はうちの定置で獲った分だと思います。その前に私は県に言いたいのは、今まで、75%を超えると獲らないでくれという指示が多分来ると思うので、うちらも

小型のマグロは結構獲っています。

小型魚では内部ルールで自分の割当てが決まっているから、各組合が責任を持ってそれ以上は獲らない規則になっていますが、大型マグロについてはこのようなルールがないため獲ったもん勝ちということをやると、今後、多分違反が出るのではないかと思います。このあいだ、安房水産会があつて、獲らないと食っていけないと言うんだけど、1匹150キロになってしまうと1匹ですごく変わってしまうんですよ。

だから、今後こういうことがあると獲る人は500キロ、600キロと獲って、獲らない人は何も獲らないし、定置に入るマグロは間違っ入るから、間違っ入ってくるのを獲るだけの話だから、どこにいつ何どきマグロが入るかというのは分からないんですよ。

だから、これはある程度の組合単位で割り振らないと一定の人だけ先に獲って終わってしまうということがあるから、来年度は組合割にしてもらいたいと私言ったんですけども、そうしたほうが県も心配しなくて、責任は全部組合が取ることになりますから、そのように私はしたいと思っていますが、いかがなものですか。

【石井会長】

漁業資源課、お願いします。

【藤元班長】

今、平島委員さんからお話があったところですけども、県のクロマグロの漁獲状況に係る指導とか勧告につきましては、県の運用指針がございまして、70%を超えたときに助言、それから80%を超えたところで指導、90%で勧告、95%を超えると採捕停止の命令という形で動いております。今回、70%を超えた6月で助言を出させていただいて、この後、急激に一度に水揚げがありまして、7月20日に80%通り過ぎて、もう90%を超えてしまったところがございます、そこで勧告を出させていただいています。

その後ですけども、小型魚のほうは、今、割当てというお話があったんですけども、小型につきましても、これは定置網漁業で全体の漁獲可能量を設定して、その中で管理ということになるんですけども、今年度はこれまでになく大型魚の入網量が多かった、魚の来遊が多かったこともありまして、事態としてはこれまでになかつ

た状況があつて、今回の事態に至ったかと認識しております。

今回、漁協さんごと、漁業者さんごとに割当てということでお話がありましたけれども、こちらにつきましては、今後、業界の方と意見交換をさせていただいて、どういうふうに取り組んでいくのがいいのかというのは検討していきたいと思ひます。

【石井会長】

平島委員、よろしいですか。

【平島委員】

だから、多分、組合単位で任せればそれ以上絶対獲らないし、各組合はほかの団体に迷惑をかけるからそれ以上のことはしない、ちゃんと管理して獲っていると思うんですよ。

全部団体でやっていることだから、自分だけ獲って、あと知らないよというわけにはいかないと私は思うので、やるのならば団体管理をちゃんとしたほうがいいのかなということで今日は言わせてもらったんだけど。やはりみんなのためのことであつて、多分、千葉県だけでやってしまうとまた獲つてはいけないよと言われてしまうと私らも困るし、網を放せて言われても、うちらはイワシとかアジ、サバを獲っていると上にいるからみんな出てしまうんですよ。

だから、管理はちゃんとしてもらいたいということであつたので、もし県ができないのであるのなら、定置協会で決めてしまおうかなと私らも思っていますので、そのようにさせていただくつもりでいます。

【石井会長】

資源課、お願いします。

【藤元班長】

協会のほうで御検討いただけるということであれば、そちらも踏まえていきたいと思ひます。

それとあと、網の形状によって生きたまま放流できるとかいうところもあろうかと思ひますけれども、まだ始まったばかりですが、水産庁でも定置網にマグロが入ら

ないような混獲防止のための技術開発も幾つか取組の事例も出てきているようですので、こちらについても情報共有しながら取り組んでいきたいと思えます。

【石井会長】

それでは、業界と資源課のほうで連絡を取り合って、よろしくお願ひいたします。
そのほかにマグロの件で何か御意見、御質問等ございませぬか。ございませぬね。
意見も出尽くしたようですので、会議次第第5の「その他」を終了し、会議次第第6の「事務局連絡事項」に移ります。

それでは、事務局からお願ひいたします。

【川合主査】

(事務局連絡)

【石井会長】

それでは、これもちまして、第23回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

午後2時30分 閉会